

## ワーク&amp;ライフ



## 看護師の長時間夜勤

## 違法に近い実態も

七四二十一日付の本欄で、病院に勤務する看護師の長時間夜勤の問題を取り上げたところ、「長時間の勤務体制は違法では？」との問い合わせが寄せられた。長時間夜勤をめぐる法規制の現状を調べた。（佐橋大）

「私は民間病院に勤める介護士です。私の病院でも看護師の夜勤は十六時間勤務で、記事と同様に患者の急変があれば、ほとんど休憩は取れず、とても疲れるとの声を聞きました」

長時間夜勤への疑問

夜勤者への引き継ぎなどに追われる看護職員一名古屋市内の病院で

を寄せたのは、愛知県の三十代の男性介護士。自身も看護師と同じように夜勤で十六時半勤務では、この制度が間勤務をこなし、毎回、大きな疲労を感じるという。

労働基準法は使用者に対し、休憩時間を除いて一週間に四十時間を超えて勤かせる)と午前九時半から翌日後四時半ころまでの勤務が一般的。一時間以上つた。人手が足りない「あまり取れない」という。

医労連の中野千香子副委員長は「タクシードライブ」をしたとも回答した。超過勤務の申請時間が、休憩時間などの

三交代で九日以上の夜勤をしている看護職員は23%。十日以上も約10%いた。一交代では33%が指針に抵触している。

員の看護職員を対象に交代は「更四日未だ」した二〇〇九年の調査では、法定の休憩時間のない努力規定。医労連の一〇年調査では、

ない「あまり取れない」の合計が約三割

は23%。十日以上も約10%いた。一交代では33%が指針に抵触して

いる。

## 法定休憩時間「取れない」3割 サービス残業3分の2「あり」

医労連調査

や、一日に八時間を超えて勤かせる)と原則、禁止している。これを超える場合は時間外労働となり、残業代が発生する。ただし不規則な業務もあるため、同法には「変則労働時間制」の規定がある。労働組合は、少なくとも一時間を超える場合は、少なくとも一時間の休憩を与えない。ところが、一ヶ月以内の一定期間で平均週四十時間を超えなければ、会(医労連)が、組合

病院の看護師の勤務をカバーする「深夜勤」の3交代制が主流。最近と夕方から午前0時)は日勤と、夕方から翌朝までをカバーする「準夜勤」、その後、朝まで2交代制が増えている。

**はたらく**

「意見や情報は、連絡(住所不要)中日新聞生活ONLINE(NTT)の意見や情報は、連絡(住所不要)中日新聞生活ONLINE(NTT)